

## 第5節 研修

### I 金融庁における研修

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発展等の金融環境の著しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性の向上に努めることが必要である。こうした観点から職員の研修・訓練の充実を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めている。

研修には、①金融研究研修センター（開発研修室）が主催する研修、②各部局等がそれぞれの業務の状況等に応じて実施する研修（職員の訓練）がある。

### II 開発研修室の実施した研修

#### 1. 概要

開発研修室は、金融庁の職員に対して必要な研修を行っている。研修は、一般研修・基礎研修・専門研修の区分ごとに研修コースを設け、外部及び内部講師による講義やセミナー形式の事例研究等により行っている。

また、受講者は、研修対象者のうち担当部局の推薦等により決定している。

なお、一部の研修について金融庁と財務省が共同研修として、財務（支）局職員と共に研修を行っている。

（注）研修計画については、年度ベース（4月～翌年3月）で策定している。本誌においては、計画に関しては平成13年度を基本に記述するが、研修実施状況に関しては、事務年度ベースに区分し記述する。

#### 2. 13年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

（1）13年度においては、金融庁の任務の的確な遂行に資するため研修を充実し、専門知識を有する職員の育成を図ることを基本的な方針とした。

（2）これに沿って、職員に対し業務に必要な専門知識等を習得させるため、職員に求められる能力、業務内容及び職務経験に応じた研修計画（36コース）を策定し、それらを円滑に実施することとした。

（3）このため、各局の業務の必要や前年の研修実施状況等に応じて研修を新設するなど、専門研修を中心として、前年度に比べ次のような内容の拡充を盛り込んだ研修計画を策定した。

ア. 総務企画関連：公益法人監督事務、法令案作成事務に関する研修の新設

イ. 検査関連：初等の検査官に対するフォローアップ、資産査定・コンプライアンスに関する事例研究を主体とした研修の新設

ウ. 監督関連：銀行・証券・保険の各業務について、新任の担当者向けの研修の新設

- エ. 証券取引等監視関連：証券取引検査実践、犯則調査実践研修の新設
- オ. 専門課程：リスク管理、電子取引事務、金融関係税務、情報システム事務に関する研修の新設
- カ. その他：金融理論研修の新設、外国語研修の拡充等

### 3. 平成 13 事務年度の研修実施状況（資料 2-5-2 参照）

#### （1）概況

当初計画の研修コースについては、一部について、研修対象部署の事務繁忙等から予定どおり実施できなかったもの、あるいは研修効率の観点から 14 事務年度の実施に振り替えた研修等があったものの、当初計画の研修コースについて概ね予定どおり実施した。

また、金融を巡るトピック的なテーマについて数次にわたる短期のセミナーの開催など当初計画のほかにも必要に応じ研修を実施した。

#### （2）研修区分ごとの研修実施状況

##### ア. 一般研修

新任者、転入者を対象とした金融庁の業務等の基本的な知識を習得するための研修のほか、職場の人間関係、セクシュアルハラスメント防止策を内容とするメンタルヘルス研修を実施した。

##### イ. 基礎研修

金融庁の業務において必要とされる簿記、英会話について、受講者のレベルに応じたコースを設定して研修を実施した。また、転入者を中心とした庁内 LAN 研修及びパソコン研修を実施した。

##### ウ. 専門研修

総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会の業務ごとに必要とされる専門知識の習得のため、当該業務の担当者を対象とし業務内容別、職員の職務経験別による研修コースの設定等により効果的な研修を実施した。

また、金融業務の高度化等に対応するためのデリバティブ研修及びリスク管理研修等、全職員を対象とした専門性の高い研修を実施した。

なお、当初計画のほか、新任の総務係長を対象とした総務係長研修及び短期のセミナーを実施した。

### Ⅲ 検査局の実施した研修（資料 2-5-3 参照）

#### 1. 概要

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査手法等、当面の金融証券検査の実施に必要な知識の習得を目的として、例年、短期間の研修を定期的実施するとともに金融証券検査官が在庁する時期に随時実施しているところである。

## 2. 研修の内容

### (1) 全体研修

検査局の職員を対象として、金融証券検査に関する専門能力の向上等の観点から、最近の金融行政、不動産鑑定評価、減損会計等を内容とし、外部及び内部講師による講義形式により研修を年2回開催した。

### (2) 統括・特別検査官研修及び新任者研修

統括・特別検査官を対象として、金融証券検査の指揮・管理者としての素養向上を目的とした外部講師による講演等による研修を実施した。

また、新任の主任・次席及び貸出担当クラスの金融証券検査官等を対象として、厳正で実効性のある金融証券検査を実施するための実務の習得を目的とした研修を実施した。

### (3) 模擬査定研修

経験の浅い検査官が、機械的・画一的な債務者区分の判定に陥らないよう指導することを目的にベテラン検査官を金融機関の支店長役とし、研修生を検査官役としたうえで教材となるラインシートに基づき実際の資産査定作業を行う、一種のロールプレイング研修を平成13事務年度より新たに導入した。

### (4) その他の研修

金融証券検査を実施するにあたり必要とする実践的な知識、具体的な検査手法等の習得を目的として、検査局の参事（商法学者）や公認会計士・不動産鑑定士の資格を持つ専門検査官を講師として講義方式又は相談会方式による研修を実施した。